

〈研究ノート〉

## 近世中後期における武士身分の売買について

——『藤岡屋日記』を素材に

姜 鶯 燕

はじめに

御家人の内に余と親戚同様の交りせし人あり、癸卯の年余門生古谷周平を其家に頼みて食客となせり、其家主人もと株を求めたる人にて、家に付きたる義弟あり、是は別に御家人の株をもちながら同居せり、其義弟頗る疎懶の人にて、晝も午時まで眠る、其兄余に我家の朽木子と云ふて嘲りたり<sup>(1)</sup>

これは、江戸後期の儒者である広瀬旭荘によって書き記された随筆『九桂草堂随筆』（安政二年より同四年まで）の中の一節である。広瀬旭荘は、文化四年に豊後国日田郡豆田町（大分県日田市）の博多屋広瀬三郎右衛門（桃秋）の八男に生まれた。

広瀬旭荘の記述によると、彼と親戚同様の付き合いをしていたある御家人は、御家人株を買って御家人になったという。ま

た、その人の義弟は別の御家人の株を持っているとされる。

ここでいう「御家人株」とは、一体何であろうか。

『日本国語大辞典』の「御家人株」の項を引いてみると、

金銭で売買される御家人の資格。江戸時代中期以後、生活に困窮した御家人が、表面上は養子縁組みの形で、その<sup>(2)</sup>資格を農民や町人などに売り渡すことが行なわれた。

とある。また、『国史大辞典』によると、

江戸時代に、御家人が自家の御家人としての分限を、金銭をもって他人に譲渡した場合、これを御家人株の売買といった。売買にあたっては、株の売手と買手が養子縁組を行<sup>(3)</sup>い、縁組ののち売手が隠居して買手に家督相続させるとい<sup>(3)</sup>う形式をとるのが一般的であった。

とされる。この二つの定義によれば、「御家人株」とは金銭で売買される御家人の家格・分限である。形式上、買手が売り手である御家人の養子となり、養父の隠居後、家督相続すれば御家人の身分を手に入れることができた。

御家人株だけではない。売買の対象となる武士の身分によって、「旗本株」（上級幕臣）、「御家人株」（下級幕臣）の名がついた。また、売り手が務める役職によって、「同心株」、「与力株」「御徒株」などの名で呼ぶこともある。そのため、本論文では武士身分の売買を総称する言葉として「武士株」という語を用いることにする。

江戸時代中期以後、武士株の売買が一般化し、御家人の身分による株の相場が形成された。渡邊幾治郎は武士株の相場について次のように述べている。

旧幕府の旗本御家人の家督が売買せられ、その相場は嘉永六年六月頃高百石二付五十両、急養子は七八十両から百両までであつたといわれる。<sup>(4)</sup>

また、与力が一〇〇〇両、同心が二〇〇両、御徒が五〇〇両という相場が形成された。このように、武士の身分は一つの株、すなわち権利として売買されていたことが分かっているものの、その実態はまだ明らかにされていない。身分制社会において階

層間の流動性がないというのは今までの通念である。果たして当時の社会は本当にそうなっているのだろうか。武士株の売買が存在する以上、実質的な個人による階層移動があったと考えられることもできるのではないか。

### 問題の所在

江戸時代における御家人株の売買の成立について、歴史学者の竹越与三郎は次のように述べている。

徳川氏の御家人たるの権利が、一の株として売買せらるゝに至りしは、元禄頃より漸く盛なりと雖も、其初は、関ヶ原の役を距る僅に六十年の寛文頃において、此時は、猶ほ株と云はず、智養子を平人より迎ふと称し、其實、巨多の持参金を取り、御家人の嗣子たるの権利を売りしものにして<sup>(5)</sup>

この記述によると、御家人の権利の売買は元禄期から盛んになったが、それ以前の寛文頃にはすでに、御家人の嗣子の権利は売買の対象になっていた。御家人の嗣子の権利を手に入れる方法について、竹越与三郎は庶民が持参金付で御家人の婿養子になるといふ方法を指摘しているが、婿養子の形式のほかに、通常養子の形で御家人の嗣子の権利を買うという方法もありうるだろう。御家人の権利が株として売買される前に、持参金付

で庶民を養子に迎えることで実質的に御家人の権利が売られていた。この持参金養子の形態が、御家人株の売買の始まりであろう。

寛文三年（一六六三）八月五日に、江戸幕府が公布した「御旗本御法度」に、

一嫁娶并養子之儀付て、貪たる作法不可仕事、

という一条が設けられた。これは幕府が直々の家来である旗本に対して、財貨目当ての婚姻と養子縁組について注意する内容である。このことから寛文期に、持参金目的の養子縁組がすでに行われていたことがわかるだろう。

江戸時代は、固定化された身分制社会として理解されてきた。確かに、「士農工商」の身分制度があった。その基礎となったのは天正一九年（一五九一）に豊臣秀吉によって出された身分統制令である。身分統制令は農民が商人になることや、武士が町人・農民になることを禁止した。支配階級である武士層の内部においても、家格と役職が一致しなくてはならないという原則が働く。また、武家の養子制度に関しても身分的な規制があった。鎌田浩は江戸時代における武士養子法に対する様々な規制の中で、最も重要視されているものとして、次の三点を挙げている。

- (一) 身分的規制。
- (二) 族縁的規制。
- (三) 勤務奉公上の規制。

身分的規制によって、武士は武士相互間でしか養子のやりとりはできない。庶民と武士の養子縁組は勿論禁じられたが、武士身分の中においても、同じ階層から養子を迎えるのが原則となっている。すなわち、旗本は旗本の家から養子を迎え、御家人は御家人の家から養子を迎えなければならない。この原則を破ったのが持参金養子の流行である。

武士と百姓、或は武士と町人といった身分違いの養子縁組は幕府の処罰の対象になっている。安永三年（一七七四）に次のような持参金養子の禁令が出された。

安永三年（一七七四）甲午二月 日

一、長谷川吉郎兵衛様、戸田五助様より御渡被成候御書付、  
左之通

口上之覚

男子無之面々、養子取組之節、持参金有之様成風聞も在之候儀は有之間敷事に候間、此段寄々御達置可申旨、周防守殿御口上にて被仰聞候、

長谷川太郎兵衛 戸田五介<sup>(8)</sup>

この後、幕府は天保七年（一八三六）、嘉永六年（一八五三）の二度にわたって禁令を出している。婚姻や養子縁組に際して、持参金の有無を問題にして取り決めをするという状況に対して、天保七年（一八三六）の禁令<sup>9</sup>では、養子縁組だけではなく、女子縁組をも禁止の対象とした。さらに、嘉永六年（一八五三）の禁令<sup>10</sup>では、今後の養子縁組は持参金なしで行なうように命じた。

しかし、江戸幕府の禁令が繰返して出されていることを考えると、禁令が守られることなく持参金養子が行われていたのであろう。

売買の対象となる旗本と御家人の身分について少し説明しておこう。江戸時代において將軍家に直属した家臣を「直臣」という。「直臣」の中で知行一万石以上の武士を「大名」といい、一万石未満の者を「直参」といった。「旗本」と「御家人」はこの「直参」の身分である。旗本は將軍に謁見できる身分で、「御目見以上」といい、御家人は謁見が許されない身分で、「御目見以下」といった。

御目見以下の家筋には「御譜代席」、「御譜代准席（二半場）」、「御抱席（二代限り）」の区別があった。<sup>11</sup> 前兩者は老衰や病気によって隠居が許され、実子か養子が跡を継ぐことはできず、「御抱席」の者は隠居が許されず、実子がいても、相続させることができない。御暇を願うと、実子が「番代」という形で召し抱えられる。すなわち、「御抱席」といっても、事実

上の相続が認められている。実子がいない場合には、親類が新規に召し抱えられることができる。

従って、譜代の直参から株を譲ってもらう場合には必ずその者と養子縁組をしなければいけないが、「御抱席」の場合には「番代」の資格を得れば、召し抱えられることができる。武士株の売買は幕臣身分の旗本と御家人にとどまらず、各藩の下級武士にも影響が及んだ。

江戸時代中期の儒学者・思想家である荻生徂徠は『政談』の中で武士身分の売買について次のように批判している。

御徒与力ヲ頭ノ心儘ニ入ルコト故、悉ク金ノ沙汰ニ成テ、町人百姓又ハ小普請手代ノ類、金ニテ与力に成テ居テ、又金ヲ出シテ我子ヲ御番衆ノ養子ニスル、中継ニスル類當時ハ甚多シ、是等ハ戦場ヲ勤ル者成バ、ケ様ニハ有間敷コト也、<sup>12</sup>

町人や百姓が金銭を以て御家人や旗本の身分を取得し、武士となる様子が窺える。また、徂徠は、

筋モ無者金ニテ人ノ跡ヲ買ヒ、町人、小普請、手代、座頭ノ子ノ類、御旗本ニ混ズル類其数ヲ知ラズ、先祖ノ奉公ニヨリテ賜リタル知行ヲ、外ノ者ニ遣サルベキ様ナシ<sup>13</sup>

と嘆いているように、武士身分を買い求めた者には、百姓、町人、手代、座頭など様々の身分の者がいたようである。

また、文化年間に書かれた『世事見聞録』の中で当時の世相は次のように記されている。

養子縁組など整ふるにも、人物の善悪を次にし、実方の家柄をも構はず、持参金の多分なるを善しとし、或はまた縁縁いたし、持参金そのほか衣類諸具等を返さず。幾度も縁組いたし、幾度も養子をいたす。<sup>14)</sup>

持参金は養子縁組の成否を決定する不可欠な条件になっていた。離縁の際に持参金や衣類諸具等を返す義務があるにも拘らず、それを返さない者も多くいた。持参金のみで結ばれる親子関係は次のように書かれている。

一体養子は先祖の家を嗣がせ、殊に御奉公を勤むべき大切のものなれば、実子同様に教育を加へ、得と行状を見届けたる上にて、家督を譲るべき筈なるに、当時は持参金を多く取ることを是として、後の成行きをも構はず、或は親属同姓の内に、養子致すべき筋目のもの、又は厄介等の内、随分相応の人物ありといへども、持参金の望み叶はざるものゆゑ、表向き病身と偽りこれを除き、先祖の血脈を絶やし、兎角他姓の者の財用の便り有るを好みける。<sup>15)</sup>

このように、武家出身の正当な養子候補者は持参金がなければ、候補者から排除されてしまう。養子となる者の身分が町人であろうと百姓であろうと、多額の持参金により、武士の養子になれる世の中になった。

町人や百姓が御家人の株を買うようになった理由について、高柳金芳は、

幕末期には御家人の生活がいよいよ窮迫したのと、裕福な町人・百姓にとつては、やはり武士というものの權威が魅力であつたのであろう。<sup>16)</sup>

と述べている。武士の窮乏化や武士の墮落は武士身分が売買されるようになった主な原因として指摘されている。武士の株の売買について、稲垣史生は次のように述べている。

さて、その墮落の極限は、何といつても与力・同心株の売買であろう。これは町方に限ったことではなく、旗本・御家人の全体が、その株を売って金にした。<sup>17)</sup>

武士身分の売買は武家社会の墮落とみられる傾向にあるが、笠谷和比古は能力主義の視点から御家人株について次のように述べている。

## 史料紹介

御家人株の売買ということは武家社会の墮落のようにも見えるが、他面では農民・町人などの庶民がその中に参入してくることで、彼らの新鮮な感覚や活力が導入され、それによって停滞気味であった武家社会が活性化されるという側面のあった点も考慮されなければならない。とくに御家人株を購入した庶民出身の者は、そのハンディをはねかえすために、また武家社会に参入しえた機会を十分に活かすために努力も向上心もいっそう強かったと思われるからである。<sup>(18)</sup>

庶民が武士株を買って武家社会に参入した結果、武家社会が活性化されたという一面もある。だが、武士株の売買はどのような意義をもち、近世社会においてどのような役割を果たしてきたのかについてまだ十分には解明されていない。八王子千人同心を対象とする諸研究において、下級武士と江戸近郊の百姓との関係が論じられているが、町人をはじめとする他の身分と武士との交流についてはあまり触れていない。

そこで本論文は、『藤岡屋日記』を素材に武士株の売買の具体的な事例を抽出し、どんな身分の人がどんな方法で武士株を買い得たのか、株を売った武士はその後どうなったかなどの問題について考察を行う。

本論文で取り扱う史料は『藤岡屋日記』である。『藤岡屋日記』は、幕末、上州藤岡（現在の群馬県藤岡市）から江戸に出て、江戸の外神田の御成道（現在のJR秋葉原駅西側）に書肆を営んだ須藤（藤岡屋）由蔵の手記である。著者の藤岡屋由蔵は、幕府の政策や人事をはじめとして、江戸市中の様々な出来事を詳細に記録している。

『藤岡屋日記』は編年体のもの（二五〇余巻）と件名によるもの（二〇〇冊近く）との二部分から構成されている。記録時期は文化元年（一八〇四）から慶応四年（一八六八）まで六五年間に及ぶ。原本は文学博士狩野亨吉所蔵であったが、その後東京大学図書館に移されていた。それが大正一二年九月の関東大震災で焼失してしまったため、編年体の部分にあたる一五〇余巻の写本のみが残り、現在東京都公文書館に保存されている。

東京都公文書館に勤務していた吉原健一郎によれば、由蔵は『藤岡屋日記』を世話になった足袋屋中川屋に贈ったらしく、明治期に本屋文行堂の主人である横尾勇之助は古書市で中川屋にあった日記原本を入手した。その後、狩野亨吉が横尾勇之助からそれを購入した。震災前まで『藤岡屋日記』の原本は狩野亨吉の所蔵である。その後、東京市史編纂の資料に充てるため、東京市役所の職員島田筑波（二郎）が、原本を借り出し、東京市役所の東京市史編纂室で写した。件名によるものには手が

及ばなかったため、今日に残る写本は編年体の部分のみである。<sup>19)</sup>『日本都市生活史料集成』二(三都篇II)に『藤岡屋日記』の一部が収められている。天保十二年(二八四一)から弘化二年(二八四五)までの五年間の記録が入っている。

最近になって、『藤岡屋日記』は完全な形で史料集におさめられるようになった。鈴木棠三・小池章太郎は東京都公文書館本を翻刻・校訂し、『近世庶民生活史料藤岡屋日記』(全一五巻)を編集した。これにより、『藤岡屋日記』の六五年の全てが参照できるようになった。

嘉永二年(一八四九)から嘉永五年(一八五二)まで記録内容は二つに分けられた。一つは幕府政治関係であり、もう一つは「珍説集」という表題がつけられた町々の出来事である。嘉永六年(一八五三)にはこの分離した記録方式から「日記」に戻った。

由蔵が自ら名づけた表題は「日記」であったが、いつのまにか、『藤岡屋日記』と呼ばれるようになった。『藤岡屋日記』の性格について、吉原健一郎は次のように述べている。

ひとくちに日記といっても、現在私たちが書く日記とは違っている。由蔵個人が自分のことや自分の眼でみた周囲の様子を主観的に書いたものではない。江戸に生じたさまざま(20)な事柄を客観的に記述したものである。

著者の藤岡屋由蔵は公私の事件から庶民生活まで詳細に記録している。武士から庶民まで強い関心を示した由蔵は江戸の情報発信源となった。山口孤剣は由蔵について次のように述べている。

弘化の頃、御布令を初めとして、世上の風説を記き集め、毎月一步の謝儀を以て其の廻覧を許したる、本邦新聞通信業の祖ともいふべき藤岡屋由蔵という古本屋は、神田旅籠町の人である。<sup>21)</sup>

藤岡屋由蔵が「新聞通信業の祖」として評価され、彼の情報のニュース性が窺える。『藤岡屋日記』は幕末の江戸における庶民の動きを生き生きと描いている。幕府の動向や政治的事件、犯罪記録などの史実も書きとめられている。また、幕府の政策に対する不満や批判は落首・落書の形で反映されている。

この『藤岡屋日記』を史料として取り上げるには次の二つの理由がある。

第一、『藤岡屋日記』は庶民の手によつて書かれた庶民生活史であり、幕末社会を知る上で重要な史料としてその価値が認められている。

第二、『藤岡屋日記』は庶民の性格や意識などをありのままに反映している。幕府が定めた「制度」と人々が暮らしている現実社会との乖離を垣間見ることができる。

以上の点から、『藤岡屋日記』は本研究の関心の対象である武士株の事例を抽出するのに適していると考えた。

### 武士株売買の事例

『藤岡屋日記』の中から武士株の売買と思われる事例を抽出する際に、主な判断基準は「株」・「養子」・「持参金」の三つのキーワードである。このほか、百姓や町人といった庶民が武士身分を獲得したという身分の変化があった場合も武士株の売買とみなし、考察の対象とする。

以上の基準によって、『藤岡屋日記』全巻を通読したところ、一七の武士株の売買の事例が見つかった。それをまとめたものが文末の表である。

それでは、年代順に従って武士株の売買の事例をみていくことにしよう。

#### 〔事例①〕

文化一二年（一八一五）八月に二人の富安九八郎について、彼らの由緒が記録されている。両者とも金銭で武士の身分を手に入れたのである。

まず、一代目富安九八郎について、「御金奉行富安九八郎由緒之事、奥医師橘隆庵由緒之事」という記事が載っている。長文であるが、次に挙げておく。

爰ニ文化六巳年元方御金奉行相勤候富安九八郎由緒を尋るニ、生国上州にて寛政之始国許を出たり、同時ニ奥御医師橘隆庵も同国出生にして、同道ニ而出府致しけるが、相談致し何卒江戸へ出候ハ、御目見以上の御簾本成らざる内は対面致すまじと相談致し、板橋宿にて酒クミかわし暫く之間対面は致まじと誓を立て出府致しけり、斯而富安九八郎は出府之後、何卒金を溜て出世致さんと思ひ、屋敷中間ニ住込て、昼夜草鞋を作りてかせぎけり、亦老人ハ奥医師橘宗仙院とて小川町ニ高七百石之御医師方江葉箱持ニ住込しが、何卒学問致して出世を致さんとて、昼夜供先之隔も無之、本を懐中致して学問致しける故ニ主人宗仙院の目鏡ニ留り、軽キ者ニハ奇特なりとて侍ニ引上げて召仕ひためし見るニ、万事取計ひ行届利発ニ付、弟子ニ致して仕込けるに、一躰心懸と申、万端抜目無之出精致候ニ付、纒之内ニ御出入屋敷江も師匠の代脈ニ迄出候様ニ相成けり、然ルニ橘宗仙院実子無之故、養子ニ致橘隆庵と改名致しけり、先老人は寛政の初二奥医師ニ相成、御簾本ニ相成けり、斯て富安九八郎は未だ中間奉公致し居けるが、或時兩國橋ニ而橘隆庵にはたと行逢しが、片々ハ奥医師七百石の御簾本ニ而御目見以上、長棒之乗物ニ而、両侍・両箱ニ而あたりを払て通行致すに、片々の富安九八郎は屋しき中間にて草鞋をかつぎて乗物の内の隆庵と顔を見合せたり、此時九八郎ばつと赤面し、何面目ニながらへんと既ニ兩國橋方身を



なげんと致せしが、いや／＼と心を取直し、両国川にて沐浴致して大聖歡喜天に誓願し、我一生無妻不犯たらん間何卒我一代之内ニ御目見以上御簾本ニ出世なさしめ給へと一心ニ丹精をこらし祈念致し、夫方猶々かせぎけるに、神も納受ありて願望成就の印ニや、九八郎無病にしてはたらきける故に段々金子も出来致し、文化之始ニハ御徒の株を相

求め、先ハ七十俵五人扶持の御家人ニこそ成二けり、夫方昼夜共ニ怠りなく御奉公出精致し勤ける故ニ、御勘定方仮役ニ出ける処、猶々出精相勤候ニ付、御奉行の目鏡ニ叶ひて御勘定ニ成、夫方段々出世致して、文化六己巳年、元方御金奉行被仰付、焼火之間式百石高御役料百俵ニ而御目見以上之御簾本ニ相成ける、然れば富安九八郎年来之大願成就致しければ、両侍・鎗・挟箱にて小川町橘隆庵方江尋行久々ニ而対面致し、先年出府之砌之誓約違わずして今度御目見以上之御簾本ニ成し事目出度と、兩人語り合て悦びの酒くみかわし、是方両家親類之因を結び、弥々深く交り合けり、斯而九八郎、願之通御目見以上ニは相成候得共、年来之心配故にや病氣差おこりて大病になりけれ共、妻子無ければ親類も無之、尤養子願は出し置、纔ニ一ヶ年余相勤て文化七庚午年には病死致しけり。<sup>22)</sup>

御金奉行富安九八郎は御徒の株を買って武士になった。株を買うまでの経緯について説明しよう。

奥医師橘隆庵と御金奉行富安九八郎は同じく上野国（現在の群馬県）の出身である。寛政の初めに、兩人は御目見以上の旗本になるという共通の志をもって国許を出た。出府前に、兩人は旗本にならない内は会わないと誓った。江戸に出てから、兩人は別々の道を歩んだが、最終的に兩人とも旗本になるという目標を達成した。

江戸に出た橘隆庵（本名不明）は薬箱を持って小川町に住む家禄七百石で奥医師を務める橘宗仙院の家に住み込みで使用人として働き、学問の道で出世しようと努力した。彼の努力は主人の目にとまり、侍（武家奉公人の身分の一つ）に引き上げられた。橘隆庵はあらゆる事に関して気がつき、役に立ったので、主人の橘宗仙院は彼を弟子にして医術を教え込んだ。橘隆庵は日頃から心構えがよく、ぬかりなく修業に励んだため、短い期間を経て師匠の代りに出入屋敷に行くことが認められるようになった。橘宗仙院は実子がいなかったため、橘隆庵を養子に迎えた。

奥医師は江戸幕府の役職名で、將軍や大奥の女性たちを診察した。法印医師と法眼医師合わせて一六名いた。法印は最高の僧位で、法眼は法印に次ぐ僧位である。二〇〇俵高で、御番料二〇〇俵が支給された。將軍に接近する役職で、旗本身分である。

橘隆庵が旗本になり、奥医師を勤めるようになった頃、一方の富安九八郎はまだ中間奉公をしていた。江戸に出た富安九八

郎は金を溜めて出世しようと思つて屋敷中間として住み込みをして昼夜なく草履作りに励んだ。九八郎は武士株を買うための資金づくりのために中間奉公をした。そして、彼は一生懸命に稼いで、やっと株を買う資金を集めた。

文化の初めに、九八郎は御徒の株を買つて七〇俵五人扶持の御家人になった。その後、勘定方役を経て勘定となった。文化六年に、九八郎は元方御金奉行に任命され、二〇〇石高の役料で、一〇〇俵に加増されてついに御目見の旗本になった。江戸幕府では、勘定奉行の下に御金奉行という役職がある。御金奉行は幕府の金庫を管掌する役で、元方(収納)と、払方(支出)の二つに分かれていた。<sup>23)</sup> 富安九八郎が務めたのは元方である。しかし、九八郎は旗本になってから僅か一年余り務めただけで文化七年(一八一〇)に病死した。富安九八郎は妻がなく親類もなかった。

一代目御金奉行富安九八郎が亡くなった後、彼の跡を継いだ者も富安九八郎と名乗っていた。二代目の富安九八郎の由緒について、『藤岡屋日記』では次のように伝えている。

文化八辛未年、富安九八郎養子となりし二代目九八郎之由緒を尋ルニ、其頃根津ニ杉浦何某として知行百五十俵取ニて小普請組の御旗本在、元来当家ハ八千石之杉浦出雲守本家にて家元なるよし成共、当時は高本家ニして分地ニなりしよし也、右杉浦家の仕送り用人相勤候竹中忠蔵といへる

者、殿の前へ出で申けるハ、御金奉行富安九八郎去年中病死致し候が、未々家督無之由承り候が、何卒私を御前の子分ニ致し富安へ養子の御世話被下候ハ、御用立置候金子ハ不残差上候間、何卒右死跡へ養子の義相願ひ候よし申ければ、杉浦殿早速ニ承知有之、子分ニ致し、養子の事相談之上ニて上江願書差上候処、早速養子之義被仰付、富安九八郎と改名し跡目相続致されけり、然ル処御目見江以上之御旗本にてハ有之候得共、九八郎死去之後は御役料上りて御徒之元高七十俵ニ五人扶持ニ立帰り候ニ付、暮し方至而難渋ニ付、養子致して占者ニ出んとて小山紅雲方へ弟子入致し、易道の稽古ニ毎日通ひ候ける処江、天徳院の金牛尋来りし処なり、然ルニ養子九八郎の生国素姓を尋ルニ、泉州の出生ニして郷士竹中忠治郎の一子ニ而幼名を忠蔵と申、幼少之頃より大坂江出で天王寺や方ニ奉公致し、中年之頃ニ至り主人の金子三百兩盗取て出奔致し、江戸江来て右金子を以杉浦家之仕送り用人ニ住込、今度杉浦殿の子ニ成て富安之家督致せしが、(後略)<sup>24)</sup>

二代目富安の本名は竹中忠蔵といい、和泉国(現在の大阪府南部)の生まれで郷士竹中忠治郎の子である。竹中忠蔵は大坂天王寺屋に奉公した後、主人の金子三百兩を盗み、江戸に出て、一五〇俵取りの小普請組の旗本である杉浦家の仕送り用人となった。彼は病死した富安九八郎に嗣子がいないという情報を得

て、その跡を継ぐために、用立の金子を残らず杉浦家に差し上げることを条件に、主人に子分にしてもらい、一代目九八郎の養子になった。こうして竹中忠蔵は一代目富安九八郎の跡を継いだ。なお、一代目富安九八郎の死去により、元方御金奉行の役職についている役料の一〇〇俵が没収され、御徒の元高七〇俵五人扶持に立ち戻った。

『続徳川実紀』の天保九年(一八三八)六月二十九日の記録には、

この日甲府勤番富安九八郎罪ありて六郷兵庫頭にあづけられ。その子市三郎。二子與三郎は改易せしめらる。<sup>25)</sup>

と富安九八郎が処罰されたことを記録している。この富安九八郎は、文化七年に病死した九八郎の跡を継いだ二代目の富安九八郎である。

旗本の家系を調べるには、『寛政重修諸家譜』という基本史料がある。寛政末期に江戸幕府が旗本の家譜をもとに編纂したものである。便宜上、以下『寛修譜』と略記する。富安家を調べてみると、富安九八郎を名乗っていたのは富安直章という旗本であることが分った。『寛修譜』<sup>26)</sup>による富安直章の経歴を整理すると下記のとおりである。

寛保三年(一七四三)十二月

西城の御徒に召抱えられる。

…

寛政二年(二七九〇)八月二十七日

組頭↓御勘定吟味方  
改役並↓支配勘定  
勘定となる。

寛政九年(二七九七)閏七月五日

御金奉行に転ずる。  
時に六十八歳

富安直章が寛政二年(一七九〇)に六八歳になったことから逆算すると、彼が生まれた年は享保七年(一七二二)になる。寛政九年(二七九七)に彼は七五歳になった。

直章には二人の息子と三人の娘がいた。長男は直温といい、寛政九年(二七九七)二月二日にはじめて將軍家(家齊)に御目見する。その時彼は三六歳である。もう一人の息子は花田仁兵衛秀精の養子になっている。

『柳營補任』の中に富安九八郎の名前が二箇所に出ている。一箇所は御金奉行で、もう一箇所は御裏門切手番之頭<sup>28)</sup>の職歴である。それをまとめると、

寛政九年(二七九七)閏七月五日

御金奉行(御勘定御  
材木奉行出役より)

文化八年(二八一二)閏二月廿四日

御裏門御切手番之頭

文化十年(二八一三)十一月九日

辞任

となる。文化八年（一八一二）に一代目富安九八郎はもう亡くなっていたため、御裏門御切手番之頭を務めたのは二代目九八郎である。彼は二年後の文化一〇年（一八一三）に役職を辞めた。御裏御門切手番頭は御留守居の支配を受ける役職である。四〇〇石高、焼火の間席で定員は六人、下に同心が一九人つく。仕事内容は裏門を守衛し、通行を監査するのであった。特に大奥女中が外出を願うと、許可された証明となる切手を検めるのである。<sup>29)</sup>

『藤岡屋日記』に登場する一代目と二代目の富安九八郎の経歴をつぎのようにまとめる。

●〔二代目富安九八郎〕

寛政の初め

上野国から江戸に出た。

文化の初め

御徒の株を買い、御家人になった。

…

↓勘定方仮役

…

↓勘定（旗本）

文化六年（一八〇九）

元方御金奉行（旗本、貳百石高御役料、百俵）

文化七年（一八一〇）

病死。

●〔二代目富安九八郎〕

文化八年（一八一二）

一代目富安の養子になり、跡目

相続をした。

文化十二年（一八一四）  
天徳院金牛和尚の女犯事件に関わったとして、百日の閉門を命じられた。

文化十二年（一八一五）  
天徳院金牛は伊豆国三宅島への流罪に処せられた。

文政十二年（一八二九）  
三宅島で生れた金牛の子（当年十二歳）は富安を頼って江戸に出た。入江団之丞と名を改めた。

天保五年（一八三四）  
富安九八郎と家来入江団之丞兩人は揚り屋になった。（二年程）

天保九年（一八三八）

甲府勝手小普請、牧野左衛門支配の富安九八郎は、不行跡として六郷兵庫頭にあずけられ、惣領市三郎、三男与三郎共改易処分となった。  
六郷兵庫頭へお預けの富安九八郎は病死した。

弘化元年（一八四四）

『藤岡屋日記』の中の一代目富安九八郎が御徒の株を買ったのは、文化の初めである。彼が富安姓を名乗っていることから考えると、彼は富安九八郎直章の養子になっている。直章には二人の子がいた。一人は秀苗といい、養子に出されている。もう

一人は直温と云って、寛政九年に初めて將軍に御目見えした。直温の通称は「八十郎」で「九八郎」ではない。文化の初めに、富安直章が御金奉行の役職を務めていた。富安家は御家人の家柄であるが、徳川吉宗が実施した「足高制」によって、格式の高い役職につくことができた。しかし、御家人が旗本へ昇進しても、その代に限られた。次代以降は御家人の家格へ戻されることになっている。文化元年（一八〇四）の時点において、富安直章が生きていても八二歳である。一代目富安九八郎が富安直章の養子になったのは直章が病床に臥している時、あるいは直章が亡くなった直後であると推測できる。つまり、一代目九八郎は急養子（末期養子ともいう）という形で富安家を継ぎ、富安九八郎を名乗ったのだろう。中瀬勝太郎は急養子についてつぎのように述べている。

売官売地位のため、旗本御家人の中で急養子と称する世襲官職の売買が非常に増加し、ついには幕府勘定所のうちに、これが事務を整理するため、とくに急養子に関する出願事務を処理させる専任の係員さえおかなければならないようになった。<sup>(30)</sup>

江戸時代の武家が家の断絶を避けるために、当主の死の間際に、急に願ひ出る養子のことを「急養子」または「末期養子」と呼んだ。本来は実子・養子のいない大名・旗本が危篤状態の

時に幕府に願ひ出る養子のことである。江戸時代初期には、大名勢力を削減するために、急養子を禁止した。無嗣断絶による改易を余儀なくされた家は少なくない。改易による浪人の増加は社会不安の原因となった。慶安四年（一六五二）に由比正雪や丸橋忠弥らの浪人が幕府を批判する騒動があった。事が露見して正雪は切腹し、忠弥は捕らえられた。この慶安事件をきっかけに幕府は大名家断絶の機会を少なくするため、養父一七歳以上五〇歳未満の制限を設けて急養子を解禁した。この急養子の制度が武士身分の売買に利用された。

〔事例②〕

文化一三年（一八一六）の記事に、家来が主人の世話で同心株を買ったという話が書かれている。

○ 一 往古青山若松町二川奈助左衛門と言ふ、遠藤吉七郎と双びし己前の富家なり、或年の暮二廿八日之事なるニ、助左衛門家来に至而正直なる者有之、右之者ニ申付蔵宿江金子五拾兩取ニ遣しける、折節雪ニ而道悪敷故財布を首ニ懸戻りしに、近所之玉龍寺前にてすべりたおれ、漸く宿江帰り、足もよごれし故、右先財布を玄関の鴨居へ引懸置し事を忘、仰天し脇差もさゝず欠出し玉龍寺前にて倒し所江罷越さがせしニ、金子三十八兩を得たり、是ハ最初たおれしハ、右之金すべりし故ニ倒れし也、夫より三十八兩をひ

ろひ集、跡は不足すれども是にて申分可有と無拠立帰り、道二而以前鴨居へ懸置候を思ひ出し、早々返りて主人江委細申ければ直様右之次第を公儀江伺ひけれども、落主出ず、故二右之者江被下、右之金子を元手として主人も世話致して、末二八同心の株二あり付、当子年迄二三代相続と、遠藤の直物語也。<sup>31</sup>

同心の株を買ったのは、青山若松町に居住する川奈助左衛門の家来である。小川恭一の『寛政譜以降旗本家百科事典』に川奈助左衛門の名は載っていない。おそらく御家人であろう。

ある年の暮れに、川奈助左衛門の家来は主人の指示を受け、蔵宿へ金子五〇両を取りに行った。帰り道に、雪で歩きにくくなったため、彼は五〇両が入った財布を首にかけた。近くの玉龍寺の前を通った時に、彼は滑って転んでしまった。屋敷へ帰った後に、彼はすぐに財布を玄関の鴨居へかけた。しかし、汚れた足をふいていた時に、彼は五〇両が入っている財布を玄関の鴨居にかけたことをすっかり忘れ、屋敷へ戻る途中に財布をどこかに落としたのではないかと勘違いしてしまった。驚いたその家来は玉龍寺の前で転んだことを思い出し、脇差もささず慌てて玉龍寺へ戻った。彼は滑った所で金子三八両を見つけた。彼が滑ったのはこの金子のせいである。彼は三八両を拾い集めた。最初の五〇両に比べると一二両足りないが、この三八両があれば言い分が立つと彼は思い、屋敷へ戻ることにした。

彼は帰る途中に財布を玄関の鴨居へかけたことを思い出したが、すぐに三八両を拾ったことを主人に報告した。主人は家来が拾った金を役所に届け出たが、落し主が名乗り出なかったため、この三八両は家来に与えられた。家来は拾った三八両を元手として、主人の世話もあつて同心の株を買うことができた。川奈助左衛門の知り合いの遠藤吉七郎によると、文化一三年までに三代相続した。

同心株の購入時期について、明確な記述がないため、不明であるが、二〇年で一回の世代交代があるという基準で考えると、おそらく宝暦期（二七五―二七六四）に同心株の売買があつたと考えられる。

#### 〔事例③〕

文政三年（一八二〇）三月一九日に、本郷四丁目の中村屋という呉服屋の息子が芸者の美濃吉を殺したという騒動が起きた。美濃吉は、深川で評判の高い芸者である。美濃吉の由緒について、次のように書かれている。

美濃吉ハ当年廿歳計ニて、下谷御切手町鳶之平右衛門が妹也、此平右衛門元御坊主にて良世と言しが、放蕩にして株も売、妹もうりて、自分も鳶の者ニ成、平右衛門と改ても人呼て良世坊くと云也<sup>32</sup>

美濃吉は下谷御切手町に住む平右衛門という人の妹である。平右衛門は元御坊主で、良世という。彼は放蕩して務めていた御坊主の株を売った。株を売った後、良世は鳶の者になり、下谷御切手町に移った。鳶の者とは、土木・建築工事に従事する人をいう。江戸時代に一部の鳶の者は町方の火消しの労働者(人足)を兼ねた。

良世は名を平右衛門と改めたが、彼が御坊主を務めていた経歴を知る人達は彼を「良世坊」と呼んでいた。「御坊主」といっても、宗教に携わる僧侶とは異なり、江戸幕府の役職名である。御坊主衆には中奥で將軍の世話や幕閣との取次ぎをする奥坊主、表で登城した大名の世話をやく表坊主と喫茶を取り扱う御数寄屋御坊主の三種類がある。いずれも御譜代准席である。茶礼茶器を掌る御数寄屋御坊主は四〇人程おり、持高勤めで、たいてい二、三〇俵である。表坊主は三〇〇人程おり、二〇俵二人扶持で、三日に一日勤めである。奥坊主は二〇俵二人扶持で、御役金二十三両の役職であり、將軍の諸用をつとめる御小姓の下回り役で、古くは小納戸坊主とい<sup>(33)</sup>った。

平右衛門は「表坊主」、「奥坊主」、「御数寄屋御坊主」のいずれかを務めていたと思われるが、その役職について言及されていないため、不明である。また、彼は誰に株を譲ったかはこの史料ではわからない。

〔事例④〕

文政八年(一八二五)五月に奥坊主河内山宗俊の事件に関係したとして全部で九人が処罰を受けた。そのときの判決を次に記す。

病死	奥坊主	河内山宗俊
存命ニ候得バ死罪		
	異名馬の沓事	
死罪	大川 鉄蔵	
同断	同 女房	
	河内山子分	
死罪	御家人 直	
同断	同 金	
	御披官小普請	
遠島	斎藤 孫八	
同断	山田 周易	
	宗俊悴	
重追放	河内山三之助	
	水戸浪人水戸三事	
右之通	三次郎 <sup>(24)</sup>	

河内山宗俊の父河内山宗久は寛政の初に奥坊主頭(五〇俵高)を務めていた。河内山宗久の拝領屋敷は外神田御成道白壁

横丁にあるが、実際は下谷御徒町に住んでいた。その後、下谷御徒町から湯島天神へ移った。河内山宗久が亡くなった後、息子の宗俊は家督を相続した。宗俊が色々ゆすりに類する事をしていたため、文政六年（一八二三）五月一三日に、新吉原の遊女屋で遊んでいたところ、息子と共に捕らえられた。

河内山宗俊の同類の内に、異名馬之沓と名乗る大川鉄蔵という人がいた。彼について、文政九年（一八二六）九月二七日付けの追加記事が記録されている。その内容を下に記す。

右河内山同類之内、異名馬之沓事高原八十次郎御仕置之事。

文政九年九月廿七日

町奉行筒井伊賀守宅ニ於て御吟味有之。

御目付支配

一通り尋之上

無役ニ而致出奔候

揚屋へ遣す

高原八十次郎

戌三十九

同人妻

まき

三十三

右於筒井伊賀守宅、御目付酒井作左衛門立合、伊賀守申渡之。

右八同年十一月廿三日夫婦共死罪也。

是名代の悪者馬の沓也。

元ハ下谷御切手町の煮売酒屋ニて、後ニ御家人ニ相成、黒鞆を勤メ、其頃ハ阿部川町ニ居ル也。

女房まき、鬼の女房の鬼人ニて、夫に増りし悪者也。<sup>(35)</sup>

文政八年に処罰を受けた者の中で、馬の沓という別名をもつ者の名前は大川鉄蔵であるが、その後の判決文は、大川鉄蔵ではなく、高原八十次郎という名前になっている。馬の沓の別名をもつ者が二人いたのか、それともその者が「大川鉄蔵」と「高原八十次郎」の二つの名前を名乗ったかはこの史料からは判断できない。どちらにしても、元下谷御切手町の煮売酒屋を営む町人が御家人の株を買って黒鞆者を務めたことがわかった。黒鞆者は一二俵二人扶持で、御目付の支配に属する。黒鞆者の身分は低い、譜代席であるから、家督相続ができる。無役になると、御目付支配無役に編入される。

煮売酒屋を営む町人がどんな方法で御家人になったかは明記されていないが、元の身分は町人であることと黒鞆者は譜代であることから考えると、町人が持参金養子の形で譜代席の御家人の身分を買ったと推測できる。

〔事例⑤〕

天保一四年（一八四三）二月一九日に次の記事が載っている。

○ 二月十九日夜変事



本所亀沢町角

小十人本多左京組

村井幸之進

右幸之進、実父毛受山城守三男、養父ハ元御勘定組頭  
村井栄之進、右栄之進は三四年以前病死、当時家督高百  
五十俵、尤養父以前ハ富家ニ而、拜領之黄金今以三四枚  
所持致候との事也。

養父栄之進、以前召遣候家来江御家人之株へ金子差出、  
養子ニ遣し候由、然ル処、跡金十兩不足ニ付、此節先方ハ  
催促致候ニ付、右跡金を無心ニ参り候処、幸之進申ニは、  
其義一向存も寄らず、養父懸合之義存知不申由、不当之挨  
拶致候ニ付、左候ハ、金十兩借用致度段相歎候処、一向不  
取合候ニ付、其晩ハ玄関へ泊、雪隠へ看板を敷、盜賊之這  
入候様ニ致し、玄関之鎗を切折、幸之進を殺害致し候由、  
尤疵ハ数ヶ処有之候由、検使ハ井戸大内蔵罷越候由。<sup>36)</sup>

これは天保一四年に起つた小十人本多左京組の村井幸之進が  
何者かに殺害されるという事件である。被害者の村井幸之進は  
毛受山城守の三男であり、元御勘定組頭村井栄之進の養子にな  
った。養父の村井栄之進は三、四年前に亡くなっていた。彼は  
家来に金子を与えて養子の形で御家人株を買い与えた。この御  
家人株の売買は、養子の幸之進を金銭トラブルに巻き込んだ。  
家来が行つた養子先から幸之進に対して株金が一〇両足りない

として支払いを求めたのだ。幸之進が自分はその事を知らない  
と言つて応じなかった。結局話し合いがうまく行かなかつたた  
め、養子先は雪隠へ看板を敷き、盜賊が入つたように装つて玄  
関にあつた槍で幸之進を殺害した。  
御家人株の売買において、金銭トラブルが起きやすいという  
ことはこの事件から推測できる。

〔事例⑥〕

天保一五年（一八四四）四月四日に四谷内藤新宿仲町にある  
引手茶屋の豊田屋半七が母と妻を殺したという事件があつた。  
この一件について、同年四月一三日に火消役牧野兵庫組から月  
番若年寄の大岡主膳正忠固（在職期間：天保七年～嘉永五年）宛  
てに次の報告書が提出された。

○ 天保十五年四月十三日

御月番若年寄大岡主膳正殿江差出し候書面、左之通。

火消役

牧野兵庫組与力

黒川金次郎

右私組与力金次郎儀、元麴町八丁目ニ住居仕候豊田屋半  
七と申者、元鏑屋商売仕、年来大小拵申付候者之儀ニ而、  
当時四ツ谷内藤新宿ニ而茶屋渡世仕、商売向は相違候得共、  
馴染之儀故、是迄引続キ大小拵頼候而出入候間、当三月廿

九日、半七方迄職方者へ遣し呉候様頼ミ置候所ニ、同人倅半七と申者、去ル三日之夜乱心仕、右刀を以実母并女房ヲ殺害候旨、右は品物等閑之取計仕置申分無御座候旨、且刀之儀一件落着迄返却出来仕兼候旨、半七方書面を以申出候段、金次郎申出候、私病氣ニ付以名代、御届申上候、以上。

四月十三日

牧野 兵庫  
名代 小笠原弥八郎<sup>(37)</sup>

江戸市内で火災があつたときに、定火消役が消火と警備にあつた。定火消与力は定火消役の支配に属する。与力は八〇俵高で譜代席である。

牧野兵庫組の与力黒川金次郎は事件を起した茶屋の豊田屋半七の実父である。黒川金次郎は元の名は豊田屋半七と言い、麴町八丁目に住んでいた。金次郎は元鏝屋の商売を営み、打刀と脇差の拵えを引き受けていた。その後、四谷内藤新宿で茶屋をも営むようになった。豊田屋半七はその後火消役与力の株を買つて名を黒川金次郎と改めた。豊田屋半七の子は跡を継いで豊田屋半七と名乗つた。火消役の牧野兵庫は金次郎と親しかつたので、打刀と脇差を拵える仕事を彼に依頼していた。天保一五年の三月二九日に、牧野兵庫は刀の拵えを職人に頼んでもらうように黒川金次郎を訪ねて刀を彼に預けた。同年四月三日の夜に、黒川金次郎の子の豊田屋半七は乱心して、牧野兵庫から預かつた刀で実の母と妻を殺害した。

豊田屋半七がいつ与力黒川金次郎になつたかは不明であるが、おそらく黒川家の養子になつてから黒川金次郎と名乗つたのではないかと推測できる。町人身分の豊田屋半七が武士になつたことは裏に御家人株の売買があつたことを暗示する。

〔事例⑦〕

弘化三年（一八四六）七月一二日に次の事件が記録されている。

○ 七月十二日

湯嶋妻恋ごミ坂下手代町にて、廿二三の女殺されし一件

此女、元新宿のかるこにして、近辺の御家人是に馴染て、金銭を入揚て後ニハ夫婦となり、株も売て町人となり、湯嶋切通しの裏店ニ住居て、すいのうの網を拵て渡世とし、夫婦かすかに暮し居たる処江、女房の両親来り、懸り人となり役介となりける故、夫婦でさへ六ヶ敷暮し方なるに、四人口と成て中、暮の成難き故ニ、湯嶋手代町御坊主のかたへ女房を雇ニ遣しける処、夜るハ内へ帰りける処、亭主申候ハ、夜分ハ内へ帰ル様ニ可致由申候得共、女房承知致して内へ帰らず、後々に八十日日程にて帰ける故ニ、亭主氣をもミ居ける処へ、近所の者是をしやくりて女に色男出来たりと云ける故ニ、亭主やつきとなりて女房の方へ参りて呼出し、切殺し、其場より亭主は欠落致し、内ニハ女房

の両親計残り居て、娘は殺され、躰は欠落し、年寄二人残り居、難渋致し候よし、右死骸を妻恋坂ニ晒シ置候得共、引取人無之故、取方付之節両親出て貰ひし也。<sup>(38)</sup>

殺された女は元新宿の遊女である。彼女と親しくなった御家人は株を売って彼女と夫婦になった。彼は町人となり、湯嶋切通しの裏店に住み、水囊の網を拵えて渡世した。夫婦二人だけならなんとか暮らしを維持できた。しかし、後に妻の両親が頼ってきて同居するようになった。そのため、暮らしが立ちゆかなくなり、元御家人は妻を武家奉公に出した。勤め先は湯嶋手代町の御坊主の屋敷である。夫は妻に対して夜は家に帰るよう注意したが、妻は承知しながらも家に帰らなかった。一〇日ほど経った頃、夫が苛立っているところに、近所の人々は彼を唆して女に色男ができたなどと言った。そのため、元御家人は妻が勤める湯嶋手代町に行き、妻を呼び出し、切り殺した。妻を殺した元御家人はひそかに逃げて行方をくらました。殺された女の死骸は妻恋坂に晒された。

これは遊女と恋に落ちたため、自ら御家人の身分を売って町人になった御家人の事例である。

〔事例⑧〕

嘉永三年（二八五〇）一月に「神田仲町三丁目家主糸屋喜右衛門娘騒動、尼寺欠込一件」が記録されている。この事件に

関わった時次郎について、持参金をもって町与力の養子になつたと書かれている。

爰に麻裏草履の職人ニ時次郎と申者有之、此者之種性<sup>(巻)</sup>は、当時の津輕越中守順承が落種なるよし、右順承ハ実松平伊豆守信明の三男にして、幼名新之助邦定と号し、津輕甲斐守親足の養子となり、津輕左近將監順徳と改め、家督の後、本家越中守信順の養子となり、大隅守順承と改め、天保十年五月、家督相続致し、越中守と改名、弘化元年十二月被叙四品ニ、大広間詰被仰付也。

一 右新之助部屋住之内、十五歳ニ相成候お半と申部屋女ニ手を付、懐妊致し男子出生、是時次郎也、部屋住之子故ニ育る事も相ならず候故、薦の上より家老へ遣す也、右はん事は金子を遣し、下ル也。

一 然ル処ニ、時次郎ハ主家之種故ニ、家老も義理合も有之候故ニ、成長之後ニ大分の持参金にて、町与力へ養子ニ遣し候処ニ、先ニ実子有之候得共、二株有之候ニ付、別家致候積り之処、養父死去之後、兄弟ニて操合<sup>(孫)</sup>有之、離縁ニ及びて屋敷へ帰り、時次郎身持宜しからず、放蕩ニ相成、悪所通ひにて手ニ余り候ニ付、座敷牢を拵へ入置候処ニ、是を破り逃出し候ニ付、勘当ニ相なり候、<sup>(後略)</sup><sup>(39)</sup>

草履職人の時次郎は津輕越中守順承の実子である。時次郎は

父順承が部屋住みのとき、一五歳のお半という部屋女との間に生れた子である。部屋住みの子であるため、育てることが許されず、時次郎は家老に預けられた。時次郎を養育した家老は正当な身分を与えてもらえない時次郎を不憫に思い、大分の持参金を持たせて町与力の家に養子入りさせた。養子先には実子がいたが、実子に本家を継がせ、養子の時次郎に分家させるつもりであった。しかし、養父の死去にともない、実子と養子が揉めたため、時次郎は家老の家に戻された。

『江戸幕臣人名事典』に「津軽和泉守順承」の名が見える。次にその記事を記す。

津軽和泉守順承

出羽守養子 実父松平伊豆守死

天保十亥年五月十六日養子被仰付家督無相違被下置蝦夷警固之儀越中守時之通被仰付□月十九日左近将監□同年六月朔日家督之□五節句月次御礼登城之儀済 弘化□御礼済 弘化二巳年三月二十三日越中守与改 嘉永三戌年十二月十六日被任侍従同月二十二日右御礼 安政六未年二月七日病身ニ付願之通隠居被仰付候<sup>(4)</sup>

この人物は時次郎の父津軽越中守順承である。津軽順承は松平伊豆守信明の三男である。松平信明は天明八年（一七八八）四月四日に老中に任命され、寛政改革を行なった松平定信と共

に幕政に加わった。松平信明は享和三年（一八〇三）一二月二日に老中を辞任した。時次郎は松平信明の実の孫である。祖父は幕府の政治を掌って不正な養子縁組を取り締まる一方、実の孫は武士身分を得るために、持参金養子で町与力の株を買う。このように、大名の家においても政策と現実の乖離がみられた。

〔事例⑨〕

嘉永四年（一八五二）十一月五日に諸大夫に昇進した佐々木信濃守を祝う出立行列の様子が書かれている。

具足櫃沓棹、鉄炮二挺袋狸々緋、本毛絹羽織着、弓沓張二張立、柿大形、ぶつさき羽織着、白熊対鐘二本、長刀袋黒羅沙、<sup>(紗)</sup>先徒六人二行、黒絹はおり、駕包腰簾白竹日覆羅沙、侍四人、鎗二本白たゞき身形十文字中結銀萌黄羅沙ろうそく形、傘黒羅沙紐黒、長持沓棹黒滑革金紋付、挟箱、<sup>(箱)</sup>箕惣黒、茶弁当、馬鞍覆黒滑革紋置上ゲ薄緑金、駄覆黒羅沙、用人花井定七、駕籠、具足、鎗沓本、合羽入籠四荷、垂籠、<sup>(4)</sup>押。

盛大な行列は民衆の注目を集めた。佐々木信濃守の由緒について、次のように記されている。

一 右佐々木氏ハ壮年之頃、小川町土屋向角、奥御右筆

田中唯一方ニ侍奉公致し居り候処、或年の正月、具足祝ひに、家来を召出し御盃を下され申候様ハ、一面、出世を望ぬ者ハ無之候得共、此内にも出世を願ひ候者も有之候哉と御尋之処ニ、末席ら佐々木脩輔殿進ミ出申候ハ、私事出世を願ひ候得共、差当り金子無之、願ひも叶不申と申上候処、夫ハ何程金子有之候得ば出世致候哉と被尋候処、金三十兩有之候へば出世之つるに取付候様申上候、然ル処ニ、平常眼鏡に叶ひ候にや、然ば金子貸遣し候間、出世可致とて、金三十兩ニ小袖等添て遣し候由、右之仕度ニて目白台御徒之家へ養子に参り候由、其節之御徒頭飯田町俎机橋橋三百石榊原隠岐守也、然ル処、佐々木氏、頭之眼鏡ニ叶ひ候にや、無程御勘定へ出役致させ候が、是出世の小口也、右故ニ佐々木氏御役替之度毎ニ、右両家へ礼に参り候よし。<sup>(42)</sup>

奥御右筆田中唯一の家で侍奉公をした者が主人の世話によつて、金三十兩と小袖などを持参して目白台御徒の家に養子に行つた。その人は後の佐々木信濃守である。佐々木信濃守は佐々木家の養子になつた後に、当時の御徒頭である榊原隠岐守の眼鏡にかない、程なく御勘定へ出役となつた。

佐々木信濃守が佐々木家に養子入りする前に田中家で武家奉公をしていたことが書かれているが、彼の実家についての記述は見当たらない。『江戸幕臣人名事典』で調べたところ、佐々木信濃守の名はないが、「佐々木大和守」という幕臣は載つて

いる。佐々木大和守に関連する記事を次に挙げる。

佐々木大和守

子歳五十九 高二百俵 本国信濃 生国武蔵 養祖父  
佐々木喜四郎死御徒 養父佐々木助左衛門死御徒組頭 実  
祖父河野小右衛門死飛州高山地役人 実父河野周助死元御  
代官元々手代 養子

文政九戌年十二月二十二日御徒江抱入 天保元寅年五月  
十二日支配勘定出役 同二卯年五月二日支配勘定評定所留  
役当分助 同四巳年正月二十四日評定所留役助 同五年  
六月四日御勘定評定所留役 同六年正月十一日寺社奉行  
吟味物調役当分助 同年十二月二十八日寺社奉行吟味物調  
役 同十三寅年四月六日評定所留役勘定組頭永々御目見以  
上与可相心得旨被仰渡 同十四卯年閏九月二十日御勘定吟  
味役被仰付百俵高二御加増 同年十二月十六日布衣被仰付  
弘化二巳年五月四日御留守居番次席被仰付 嘉永四亥年七  
月二十八日奈良奉行被仰付二百俵高御加増 同年十一月十  
五日諸大夫被仰付 同五子年十月八日 大坂町奉行被仰付  
安政四巳年二月二十四日小普請奉行被仰付 同五年五月  
二十四日御勘定奉行被仰付 同年十一月晦日道中奉行被仰  
付 同六年二月二日思召有之御役御免差扣 同年十月二  
十七日思召有之小普請入 同年十二月二十八日差扣御免  
文久二戌年七月六日 御徒頭被仰付 同年十月十日御作事

奉行被仰付 同三亥年四月十六日町奉行被仰付 同月二十三日西丸御留守居被仰付 同年八月二日町奉行被仰付 元治元年五月二十五日外国奉行兼帯被仰付 同年六月二十九日外国奉行被仰付 同年七月二十五日御役御免寄合被仰付候<sup>(43)</sup>

佐々木大和守は嘉永四年（一八五二）七月二十八日に奈良奉行に任命され、同年一月に諸大夫に昇進している。この職歴をみれば、佐々木大和守は『藤岡屋日記』に登場する佐々木信濃守と同一人物である。諸大夫に昇進した日付には十日間のズレはあるが、これはおそらく記録上のミスであろう。

小川恭一の『寛政譜以降旗本家百科事典』<sup>(44)</sup>をみても、佐々木大和守は佐々木信濃守と同一人物である。佐々木大和守の出身は信濃であるため、彼は佐々木信濃守とも呼ばれたと考えられる。

佐々木大和守はもと河野姓で、飛州（現在の岐阜県北部）高山の地役人の家に生まれた。実の父は河野周助といい、代官元締手代を務めていた。河野周助の子は後に御徒を務める佐々木家に養子入りし、文政九年（一八二六）一月二十二日に御徒へ抱入れられた。天保五年（一八三四）に、元手代の子は勘定評定所留役に任命され、御目見以上の旗本に昇進した。その後、彼は寺社奉行吟味物調役当分助、寺社奉行吟味物調役を経て、天保一三年（一八四二）四月六日に評定所留役勘定組頭に任命さ

れた。この時、佐々木家は永々御目見の家格を獲得した。佐々木大和守は諸大夫になった後にも大坂町奉行、小普請奉行、勘定奉行、道中奉行などの要職を歴任した。

代官手代は代官所の役人であるが、幕臣ではない。町人や百姓でも手代を務めることができた。佐々木大和守の実父は町人なのか百姓なのかは、はっきりしないが、幕臣身分ではないことは確かである。手代の家に生まれた子が侍奉公に出されることも普通のことである。

佐々木家へ養子入りを世話した奥御右筆田中唯一について、嘉永四年（一八五二）一月五日の記事に、

田中唯一殿ハ先年死去致し、子息唯一、当時御小納戸相勤候<sup>(45)</sup>

とある。これによると、奥御右筆を務めていた田中唯一は嘉永四年（一八五二）以前に亡くなっており、その子息の唯一が御小納戸を務めたことになっている。

『寛政譜以降旗本家百科事典』で田中家を見てみると、家禄一七五俵で小川町に屋敷を構える田中竜之助良頭という旗本がいる。この田中竜之助良頭の子は田中唯一である。この二人の職歴を次に挙げる。<sup>(46)</sup>

ハ父ノ田中竜之助良頭

〔一七五俵余〕

屋小川町

〔役〕天保三年（一八三二）十一月十九日

奥右筆より

奥右筆組頭  
格

天保四年（一八三三）五月十二日

奥右筆組頭

天保六年（一八三五）十月二十四日

二丸留守居

天保十一年（一八四〇）十二月二十七日

納戸頭

天保十二年（一八四二）十二月二十八日

簾中用人

弘化二年（一八四五）八月十七日

卒

△子▽田中唯一・田中竜之助

〔役〕嘉永元年（一八四八）八月十一日

小姓組より

西丸小納戸

嘉永六年（一八五三）九月二十二日

本丸小納戸

安政五年（一八五八）十月六日

家茂公小納戸

戸

文久元年（一八六一）

卒

この職歴をみれば、田中竜之助良頭は河野氏の世話をした一代目田中唯一であり、その子は二代目田中唯一となる。一代目田中唯一の職歴をみると、彼は天保三年（一八三二）十一月一日に奥右筆から奥右筆組頭格へ昇進している。奥右筆を務め

始めた年は分らないが、天保三年まで務めていたことが分かる。彼が奥右筆組頭格に昇進する六年前の文政九年（一八二六）に、佐々木はすでに御徒に抱入になっていた。一代目田中唯一が亡くなったのは弘化二年（一八四五）である。確かに、『藤岡屋日記』にあるように、嘉永四年（一八五二）前に死去している。二代目の田中唯一は嘉永元年（一八四八）八月一日に小姓組から西丸小納戸へ役替している。そして、嘉永六年（一八五三）九月二日に本丸小納戸へ役替している。嘉永四年（一八五二）には二代目田中唯一が西丸小納戸を務めていることになる。

奥右筆を務める田中唯一は奉公人に武士株を獲得する機会を与えた。旗本の屋敷で持参金養子について公然と話されていることは注意すべき点である。

〔事例⑩〕

嘉永四年（一八五二）一〇月二三日に、本郷附木店で殺人事件が起きた。加害者は元西丸御切手同心の磯雄右衛門である。被害者は紅葉山御高盛六尺小栗万蔵の妻である。この騒動について以下のように記録されている。

右小栗万蔵ハ三ヶ年跡ニ死去致し、妻孀ニ而悴勝蔵と同居致し居候処、雄右衛門ハ西丸御切手同心相勤、放蕩にて火消同心へ入れられ、其後又々御切手江帰りて右株色を田

舎者へ売渡し候得共、御譜代故ニ養子分ニ致し、自分ハ隠居と称しごろつき居り候て、右後家と密通致し居り候処ニ、(通話力)俣勝蔵の泊番を見込しけ込居り候て、口舌の上ニて契約喧嘩ニても致し候ニや、鉄槌ニて打たゞき候処、打処悪敷候ニや氣絶致し候故、狼狽とゞめを指候由、是廿三日朝四ツ時之事也、(後略)<sup>(47)</sup>

事件を起こした磯雄右衛門は元西丸御切手同心であった。彼は放蕩によって一度火消同心に入れられたが、その後また御切手同心に戻った。磯雄右衛門は御切手同心の株を田舎に住む者に売った。磯家は譜代の御家人の家であるため、株を他人に譲る場合には、その者を養子にしなければならなかった。磯雄右衛門は田舎の者を養子にし、自分は隠居と称してぶらぶらしていた。彼は紅葉山御高盛六尺を務める小栗万蔵の妻と密通していた。磯雄右衛門から同心の株を買った者は磯卯之助と名乗った。この養子縁組は同心株の売買であるため、磯雄右衛門は磯卯之助の実家に相当な持参金を要求したと思われる。

西丸御切手同心は裏門御切手同心である。すなわち、裏門を守衛し、通行を監査する役職である。事例①の二代目富安九八郎が務めたのは御裏門切手番頭である。磯雄右衛門は御裏門切手番頭の下についている同心を務めた。磯雄右衛門は普段から勤務を怠るため、ごろごろして遊ぶために、譜代の身分を売ったと思われる。

#### 〔事例①〕

嘉永五年（一八五二）二月一三日に、御先手御鉄砲頭内藤甚左衛門組の同心小田切庄次郎の養子市十郎が殺害された事件が記録されている。事件の裏に御家人と百姓との持参金養子のやり取りがあった。

右庄次郎義、去ル嘉永元申年四月中、同組同心武井金之助媒人ニ而、下総国葛飾郡上市川村百性甚右衛門俣市十郎が金子四拾兩持参ニ而養子対談致し、右金子而已受取置候内、庄次郎妻病死致し、無程後妻を貰受候を市十郎方ニ而不存、其後市十郎罷越見受候処、母違ひ居り候故、夫方様子不宜哉、其儘二年月相立、折々参り候而已、庄次郎方ニ而も養子願も不致差置、彼是不熟ニ付、外ニ養子致し、右持参金可返相談も有之候由、然ル処、去子冬中より市十郎書面を以始末申立候ニ付、組合ニ而取扱、丑ノ春ハ養子願可差出積りニ而、武井金之助義同組小林(空)義は続合ニ候間、市十郎義、同人方へ参り居掛合致し、願書等も出来致し候ニ付、右書面持参ニ而、去子十二月十一日朝小林へ参り相渡候節、市十郎義、金之助ニ早朝より支度被致、何方へ被罷越候哉と尋候へバ、本所ニ娘奉公致し居候間、夫へ参り候由申候得ば、左様ニ候哉、私義も浅草阿部川町辺へ参り候間、同道可致と立出候而、下谷広小路金沢ニ而別れ買



物致し、金之助ハ本所へ参り候処、市十郎義、右始末ニ而相果居候を不存居り候処、同月廿四日、同組之者清水寺ニ而右掛札見受候処、市十郎懐中ニ一件懸合書物、金之助が受取致所持候間名前有之、依而立帰り、庄次郎へ内々相咄候ニ付、組合宮下<sup>金目</sup>内々相談致候処、実家へハ無沙汰捨置候て宜由申候間、不存分ニ而捨置、猶又追々外ニ而内相談致候得ば、捨置候而ハ宜間敷由申候ニ付、不存分ニ而甚右衛門方へ市十郎義養子願ひ取極候ニ付、市十郎罷越候様書面差遣し候処、市十郎ハ不存事故、書面之趣間違、早速甚右衛門罷越候処、市十郎義、当所ニ不居、夫方色々捜し候間、当月四日、市十郎行衛相知申候間、甚右衛門悦び候而、同道ニ而旅宿を清水寺へ罷越、右始末申聞候間、夫方甚右衛門方ニ而六ヶ敷申出し、当時吟味願ひ可差出掛合中之由<sup>⑧</sup>。

市十郎は実は下総国葛飾郡上市川村の百姓甚右衛門の子である。嘉永元年四月中に、小田切庄次郎は同僚の武井金之助の介で上市川村の百姓甚右衛門と養子縁組について話し合った。その時、庄次郎は甚右衛門から四〇両の持参金を受け取った。その後、庄次郎の妻が病死したため、庄次郎は後妻を迎えた。甚右衛門の側は庄次郎が後妻を迎えたことを知らなかった。市十郎が庄次郎の家を訪ねた時に初めて養母が別の人になっていたことを知った。養子縁組の手続きをしないままに数年が経つ

た。市十郎は時々庄次郎の家を訪ねるが、庄次郎は養子願を出さずにそのままに放置していた。甚右衛門側は庄次郎と折り合いが悪かったので、市十郎をほかに養子にするために、庄次郎が受け取った持参金を甚右衛門側に返してほしいという話し合いもあった。

嘉永五年（一八五二）の冬、市十郎は庄次郎との養子縁組について書類をもって申立てをした。小田切庄次郎が所属する御鉄砲組の組合は市十郎の書類を受け取った。市十郎は嘉永六年（一八五三）の春に養子願を差し出すつもりで、武井金之助と縁続きの関係にある同僚の小林と相談し、願書を作成した。嘉永五年（一八五二）二月一日の朝、市十郎が作成した願書を小林に渡すために彼の家に行こうとした時に、武井金之助も早朝から出かける準備をしていた。市十郎は武井金之助と一緒に出かけた。二人は下谷広小路金沢で別れた。その後、市十郎が何者かに殺された。

市十郎が死んだ後、持参金は実父上市川村百姓甚右衛門へ返され、一件落着となった。

御先手御鉄砲組は幕府直属の鉄砲足軽隊である。御先手御鉄砲頭は一五〇〇石高で、譜代席である。与力は一八〇石高で、譜代席である。同心は三〇俵三人扶持から一五俵二人扶持で、譜代准席と御抱席があった。養子縁組にこだわる点からすれば、小田切家は御譜代准席であろう。

〔事例⑫〕

嘉永六年（一八五三）二月二日に、御徒と按摩が衝突した一件が記録されている。その騒動は次のように伝えられている。

○ 二月廿二日

浅草並木ニ而盲人、侍を切候事

千葉左衛門組、御徒

香取源四郎

相手按摩取

右源四郎ハ香取檢校之悴ニ而、檢校先年御徒之明珠を買求而源四郎ニ為、檢校も右宅江同居致し居候所、一体源四郎義は身持不宜、其上殊外酒之上悪敷候ニ付、檢校義も兼々異見差加候得共、一向ニ聞不申、尤檢校事ハ至而富家ニ候間、源四郎義も実父之金錢を引出し、酒食并遊女通ひニ遣ひ捨、其度毎ニ口論等致し候ニ付、檢校も数度異見致し候処ニ、悪口而已申募、乱酒之上、足ニ而蹴候処、氣絶致し、其儘即死致し候由、右は七ヶ年以前未年二月廿二日之由、右一件病氣之由ニ而、極内々ニ而相濟候よし。

斯而、源四郎義、其後も身持慎候義無之、益々大酒乱妨等有之候所ニ、当二月廿二日、浅草蔵前通りを夜中駕籠にて帰り候処ニ、並木町ニ而右駕籠舁、按摩ニ突当り候ニ付、按摩以之外立腹致し候ニ付、駕舁相託、漸々事濟候処、源四郎是を聞付、盲人之分ニ而、某が駕籠ニ突当り悪口申候

段不届至極と、酒狂之上、駕籠より飛出し刀を抜候故、駕舁ハ逃出し候ニ付、按摩ハ一生懸命ニ、人殺しくと呼りながら杖振廻し候所、右之杖、刀持候手ニ当、刀を取落し候処、按摩ハ右之音をやるべに刀を尋拾ひ取、無中ニ振廻し候故、侍七八ヶ所手疵負ひ、其上大醉故ニ逆上致し、打倒れ候音にて、座頭ハ刀を投出し、並木町角之乾物屋の戸を蹴放して飛込けり、是夜九ツ時過之騒動也、侍も右之音にて心付起上り、捨有之候刀を持、跡を追懸入候故、座頭危く候処ニ、往来之駕籠通り懸り、右之由を自身番屋へ知らせ候故、家主大勢欠付候て取押へ、無事ニ双方へ引渡し候よし、斯而、座頭ハ以之外憤りて、右之始末を申立、是非く出訴致候処申候ニ付、表向ニ致し候得ば御徒之株ニ相障候故、仲人相頼、内済之相懸合候得共、座頭中々承知不致、出訴之由申募り候ニ付、段々懸合、内済金相増廿兩ニ而漸々承知致し、頭をそがれ其上数ヶ処疵を負て二十兩金を出、内済ニ相成候へ共、右一件余り風聞高く相成、御徒ハ免番代被申付候よし。

右ハ全く実父香取檢校七回忌に相当り、同月同日ニ懸ル故、障之出来せし報ひの程こそ恐しけれ。

騒動を起こしたのは千葉左衛門組の御徒香取源四郎である。香取源四郎は香取檢校の子である。香取檢校は源四郎のために御徒の明珠を買ひ与えた。

二月二日の夜、源四郎は駕籠に乗って浅草の蔵前を通ろうとした。駕籠担ぎが按摩にぶつかったが、すぐに謝った。ここで一件落着かずであるが、源四郎は按摩に対して自分の駕籠にぶつかったとして彼を責め、さらに酒乱の上、刀を抜いた。按摩は身の危険を感じ必死で抵抗した。揉めている音が聞こえて大勢の人が駆けつけた。按摩は無事であったが、怒りが治まらず、源四郎を訴えようと言い出した。これを聞いた源四郎は焦り出した。彼の御徒の身分は父が金で買ったため、訴訟になれば、御徒株を買ったことも露見してしまう。そこで訴訟を持ち込まずに和解するしかない。源四郎は仲人に頼んで内済するように解決しようとしたが、按摩は中々承知しなかった。最終的に、内済金二十両で按摩は漸く承知した。この一件は訴訟に持ち込まなかったが、余りにも風聞が高かったため、源四郎は御徒をやめさせられた。

皮肉なことに、騒動のあった二月二日は七年前に亡くなった香取検校の七回忌に当る。源四郎は身持ちが直しくない上、酒癖も悪い。香取検校が注意しても変わる様子がなかった。七年前に、源四郎に注意した検校は酒乱の源四郎に足で蹴られて即死した。この一件は香取検校が病死したことにして解決した。

普通、株の売買は買手が売り手の武士本人に持参金や株金を払ってその身分を譲ってもらう。しかし、御徒は、与力・同心と違い、登用される機会が多く、支配勘定出役やほかの役職に栄転する場合が多い。その時に御徒の席に欠員が生じる。本来、

同組の古参の者から順に子供を徒見習いに出して空いた席を補充していた。しかし、次第に欠員を補充する権利は売買の対象となったため、「明株」と呼ばれた。本事例は香取検校が空いた御徒の席へ新規採用される権利を買った。

〔事例⑬〕

嘉永七年九月四日の日記に、御小納戸を務める野田家に奉公していた下女のむめが野田家の女隠居に打ち殺された事件が載っている。

野田家の女隠居が用人橋本新右衛門と密通していた。彼らの密会は下女のむめに度々見つけられた。女隠居は新右衛門とのことが外へ漏れると自分の立場が悪くなると危機を感じた。一方の新右衛門はむめに奉公をやめようように説得した。新右衛門はむめに別のいい奉公先を紹介すると約束した。女隠居はこのことを聞きつけ、新右衛門と下女のむめが密通していると思ひ込み、嫉妬のあまり口惜しい一念でむめを打ち殺した。

野田家の由緒について、下記のように書かれている。

右野田家は下総国野田之百性二而、軽るき御家人二相成、先代野田吉五郎、文政九年に御台様御用人被仰下、下総守と改、天保八年より小普請奉行被仰付、伊勢守と改、同十二年より御普請奉行、同十四年より御先手頭被仰付、甲斐守と改名なし、当主野田三郎左衛門ハ其忰二而、親勤功二

て御小納戸へ出候得ども、おろかものゝよし。<sup>(50)</sup>

野田家は下総国野田の百姓で、のちに御家人になった。野田吉五郎は御台様御用人、小普請奉行、御普請奉行を経て、御先手頭に任命された。

『寛政譜以降旗本家百科事典』に野田吉五郎と野田三郎左衛門の名前が見える。野田吉五郎の父の野田文蔵(元清)と野田三郎左衛門の子の野田吉五郎の名前も載っている。それに従い、寛政以降の四代の経歴を下記のようにまとめる。<sup>(51)</sup>

①野田文蔵元清

宝暦十三年(一七六三)九月四日 家督小普請入

明和六年(一七六九)一月二十六日 勘定

天明六年(一七八六)十二月二日 勘定組頭

寛政元年(一七八九)十一月二十四日 代官

②野田吉五郎元矩・野田下総守・野田伊勢守・野田甲斐守

文政五年(一八二二)五月十日 一橋用人より

西丸納戸頭

文政八年(一八二五)十二月二十四日 広敷用人

天保八年(一八三七)八月二十日 小普請奉行(家禄)

二百俵高に加増

天保十二年(一八四一)六月二十八日 普請奉行

天保十三年(一八四二)十一月三十日 先手鉄炮頭

弘化三年(一八四六)十一月五日 卒

③野田三郎左衛門守兼・野田下総守

天保十年(一八三九)一月十三日 小納戸

天保十二年(一八四一)三月二十三日 家定公小納戸

嘉永六年(一八五三)九月二十二日 本丸小納戸肝煎

安政五年(一八五八)十月六日 家茂公小納戸

文久三年(一八六三)十一月七日 小納戸頭取格

元治元年(一八六四)五月二十四日 小納戸頭取

慶応二年(一八六六)十一月六日 広敷用人

④野田吉五郎

元治元年(一八六四)七月六日 小納戸頭取

慶応二年(一八六六)十一月六日 小姓組より小納戸

勤役廃止

勤仕並寄合

野田家の元の家禄は七〇俵五人扶持であり、野田吉五郎が天保八年に小普請奉行に昇進した時に二〇〇俵高に加増された。

野田家がいつ御家人から旗本に昇進したかを『寛修譜』で確認しよう。野田文蔵元清の父元偏の代に旗本へ昇進している。そして、野田元偏は「享保十五年三月十五日に御徒にめし加へられ、のち支配勘定に転ず。延享元年八月十一日班をすゝめられ、御勘定となり、寶暦五年二月二十日組頭にすゝみ、十年二月十日仰をうけたまはりて三河國に赴き、大樹寺及び信光明寺の

普請を検し、十三年六月朔日死<sup>(52)</sup>んでいる。

この野田家は御抱席の御徒の家柄である。おそらく、野田の百姓が空いた御徒の席を買って出身地の「野田」を名乗ったと思われる。つまり、御徒の明珠を買うという方法である。「寛修譜」の記録によると、野田元偏は野田弥市兵衛政是の二男となつてゐるが、これは株の売買の事実を隠すための作為であろう。

〔事例⑭〕

安政四年（一八五七）に、御家人の株を売つた元武士に関する記事が載つてゐる。

○ 九月十四日夜九ツ時半頃

筋違橋御門外、講武処附

竹林麦めし

右亭主ハ御家人ニ而、株を売、麦めし見世を出し、弟ハ浪人の劔術者ニて同居致し居候処ニ、土方躰の男三人連ニて来り、酒食之上乱妨致し候ニ付、外へ追出し戸をメ候処ニ、又、裏口ヲ押込、乱妨狼藉之上、弟を打擲致し候故、元来武士故ニ全ハ勘忍袋の紐が切れ、二階へ欠上り、刀を持来り、可打果と致し候故、兄下ヲ階子を引候処ニ、上方刀を持飛下り、二人ニ手を負け候処ニ、二人ハ逃出ス、一人ハ殺して仕廻へとて不逃故、無是非、初太刀ニ眉間を切、

二之太刀ニ肩ヲ首へ懸ケ切落し、首皮計り懸り居候、自身も肝を潰し、咽を突候処ニ死損じ、苦しミ居ル、右ニ付、十六日御檢使之上、死骸門口ニ而三日晒し、非人番ニ附置也、（後略）<sup>(53)</sup>

これは麦めし屋の亭主と店の客との間で起きた事件である。亭主は店の客を切り殺し、自分も咽を突いて変死した。麦めしの店を営む亭主は株を売つた元御家人である。この御家人が誰にどのような方法で株を売つたかについては不明であるが、彼のように御家人の株を売つて町人となつた元御家人はほかにもいたであろう。

〔事例⑮〕

安政六年（一八五九）五月四日に、勘定組頭を務めていた高橋平作が勘定吟味役へ役替した。高橋平作の由緒について次のように書かれてゐる。

右平作ハ、元御台処人大谷氏厄介ニて、小日向馬場桜井九右衛門江侍奉公ニ出、夫ヲ御代官手代へ養子ニ参り、不縁致し、夫ヲ御普請役高橋江養子ニ参り、支配勘定出役致し、御勘定ニなり、勤切ニ而組頭ニなり、今度吟味役被仰付也。<sup>(54)</sup>

高橋家の養子になる前の高橋平作（本名不明）の経歴をまとめると、彼は元御台所人大谷氏の厄介であり、小日向馬場桜井九右衛門のもとで侍奉公をした後、代官手代の養子になり、不縁により、御普請役高橋の養子になった。御普請役は三〇俵三人扶持で、勘定所の役職の一つである。

大谷氏の厄介とは大谷の親類、或は大谷氏の家で居候して大谷氏の扶養を受けている者である。この史料の文脈では、平作は元御台所人大谷氏の世話によって小日向馬場桜井九右衛門の家へ侍奉公に出たという解釈も可能である。ほかの事例で世話したという意味で「世話」という言葉が使われているので、この「厄介」は大谷家で居候している者と解釈するのが妥当であろう。侍奉公、代官手代の養子という経歴からみれば、平作は武士ではなく、庶民であると考えられる。彼の本名は分からないが、おそらく持参金付の養子の形で高橋家に入籍することで御家人の身分を手に入れたと思われる。平作は一度代官手代の養子になっていたという経歴は注目すべきである。推測であるが、平作は御家人の株を買うために、代官手代の養子になった。その後、御家人株を買う機会を見つけたため、彼は離縁して高橋家に養子入りした。

〔事例⑩〕

安政六年（一八五九）九月二三日に勘定評定所留役を務めていた手嶋重四郎が公事吟味物取調を終えた後、虎門山口丹波守

の役所から帰る途中に殺害された事件が記録されている。この一件は同年十一月一日に落着し、手嶋の家来が押込になり、青山辻番人五人が急度叱りの処罰を受けた。殺害された手嶋重四郎の由緒について、次のように記されている。

右、手嶋重四郎由緒ハ、下谷車坂下与力町、与力岡部藤右衛門二男ニ而、上野坊中ニ小性奉公致し、始麻布龕前坊谷御先手小出丹宮組与力之株を求メ与力ニ成、夫方御徒目付へ出、三年勤メ、御勘定江出役致し、評定処留役格ニ成、当六月頃本役ニ相成候<sup>55</sup>由。

手嶋重四郎は与力の家に生まれたが、二男なので、父の跡を継ぐことができない。そのため、彼は上野坊中に小姓奉公して、御先手小出丹宮組与力の株を買った。手嶋重四郎が与力の役職に就任した後、御徒目付、御勘定、評定所留役格を経て、安政六年六月に勘定評定所留役に就任した。彼が殺害されたのは勘定評定所留役に就任してからわずか三ヶ月後のことであった。これは与力の二男が別の与力の株を買って与力の身分を確保する事例である。

〔事例⑪〕

万延元年（一八六〇）九月に諸大夫に昇格し、駿河守と改名

した都築金三郎に関する記事が載っている。

○ 都築金三郎

父駿河守ハ、出生武州忍領荒木ニて百姓ニ而、江戸江出御徒ニ成、支配勘定へ出役致し、御勘定ニ成、評定所留役江出、夫より御勘定吟味ニ出、下田奉行相勤候而、禁裏附ニ成、京都ニ而切腹之よし、右勤功ニ依而、当金三郎、御目付より神奈川奉行ニ成、二代之諸太夫成バ、役人ハ皆忠勤を駿河よし

願ひ神奈川つゞき諸太夫

九月廿一日、諸太夫被仰付之、駿河守と改名。

九月<sup>(56)</sup>

都築金三郎の父は武蔵国の百姓で、江戸に出て徒になり、その後、支配勘定・勘定などの役職を経て下田奉行を務め、禁裏附になった。禁裏附の時に、京都で切腹したが、その勤功により、子の金三郎は目付から神奈川奉行に昇進した。親子二代とも諸大夫になった。

都築金三郎の父は養子の形で御徒になったのか、それとも御徒の明株を買って御徒になったのかは不明である。しかし、彼の本来の身分は百姓であり、武士ではない。何らかの方法で、御徒の株を手に入れ、下級武士から上級武士へと徐々に昇進していったのである。

『寛政譜以降旗本家百科事典』で、都築駿河守と称したのは「都築金三郎峯重」と「都築源七郎峯暉」の二人である。子の都築源七郎峯暉の職歴をみると、彼は禁裏附駿河守の子で安政二年（一八五五）八月九日に書院番から徒頭へと役替している。その後、目付、外国掛を務め、万延元年（一八六〇）九月一日に神奈川奉行に任じられた。つまり、都築峯重は初代駿河守で、子の峯暉は二代目駿河守である。

都築駿河守峯重の子は、『寛政譜以降旗本家百科事典』で、都築源七郎峯暉のほか三人いた。その三人を下に記す。

① 鈴木荘五郎<sup>(57)</sup>

（養祖父）鈴木庄五郎・御徒

（養父）鈴木安房守・勤仕並寄合

② 由比図書<sup>(58)</sup>

（養祖父）由比恵次郎・小普請

（養父）由比慎之丞・小普請

③ 池野富五郎<sup>(59)</sup>

（養祖父）高橋勇太・丹羽長門守家来

（養父）池野山城守・勘定□□

都築駿河守峯重は都築源七郎峯暉を跡継ぎとして都築家を継がせ、ほかの三人の男子をそれぞれ鈴木家、由比家、池野家へ養子に出していることが分かる。

まとめ

以上、『藤岡屋日記』を素材に武士株の売買の事例を紹介した。今回取上げた一七の事例はすべて御家人の身分の売買である。売買された御家人の役職でグループ分けを試みた。役職が明記されず単に「御家人」と書かれる事例もあったため、どの役職についたかが分らない事例に関して「役職不明」というグループを設けてまとめた。文末の表にまとめた一七の事例は大きく次のAからGまでの七つのグループにまとめることができる。(①②③等の番号は表の番号に対応する)

- A 御徒 ①、⑨、⑫、⑬
- B 同心 ②、⑩、⑪
- (1) 西丸御切手同心 ⑩
- (2) 御先手御鉄砲組同心 ⑪
- (3) 所属不明 ②
- C 御坊主 ③
- D 黒鍛者 ④
- E 与力 ⑥、⑧、⑬
- (1) 定火消組与力 ⑥
- (2) 町与力 ⑧
- (3) 御先手与力 ⑬
- F 御普請役 ⑮
- G 役職不明 ⑤、⑦、⑭、⑯

本稿における分析結果を下記のようにまとめる。

一、売買の対象となった御家人の役職は多彩であった。御家人株の売買によって、御家人の身分とともに役職も買手へ渡されることになる。仕事の内容をみると、將軍警護と幕府軍の仕事(御徒)、「御先手御鉄砲」、江戸市中の司法・警察の仕事(町与力)や消防にかかわる仕事(定火消役)等があった。売買された御家人株の中で、「御抱席」の御家人もいたが、「御譜代准席」と「御譜代席」の御家人も少なくなかった。

二、幕臣が家来に持参金養子の世話をし、御家人株を買い与える事例はいくつかみられた。事例②の場合は主人がお金を拾ったことを正直に報告した誠実な家来に対して、褒美として同心株を世話した。事例⑤の場合は家来に御家人株を買い与えたことで株金をめぐるトラブルが起きた。事例⑨は旗本が家の奉公人に持参金養子の世話をしたものである。旗本の屋敷で持参金養子について堂々と話していたことは金銭で御家人の株を買い与えるということは周知の事柄となっていたことを意味する。

三、御家人株の売買は庶民が武士になる手段として認識されているが、武家の二男以下の男子や武士身分を失った元武士にとって再び武士層に戻る手段として利用された。事例⑬は与力の二男が別の与力の株を買うというものであった。事例⑧は特殊なケースかもしれないが、大名の家老は武士身分を与えてもれない主人の子に、御家人株を買い与えた。

四、いくつかの事例を通して、御家人株を売った元武士の、



その後の暮らしを知ることができた。事例③の元坊主は株を売って鳶の者になった。事例⑦の御家人は町人となり、水囊の網を捨てて生計を立てていた。事例⑩の元同心は譜代であるため、持参金養子をとって、自分は隠居と称してごろごろしていた。楽して暮らしたいがために、株を売ったと思われる。事例⑭では、元御家人が株を売った後、麦めしの店を営む町人になった。

このように、武士株の売買という現象は御家人層の全体にわたって行われている。そして、武家出身の者までも武士株の売買という方法を利用していった。今回の史料で「旗本株」や「足軽株」の売買の事例は見つからなかったが、別稿で他の史料を用いて検討する予定である。

八王子千人同心株の研究を行った馬場憲一は幕臣の養子縁組に関する幕府の方針を次の三点にまとめた。<sup>(6)</sup>

- (1) 養子は由緒ある家柄の親類・縁者に求めること。
- (2) 養子縁組に際して持参金を含め金銭の授受は禁止する。
- (3) たとえ身分が低い幕臣(御家人)でも「御譜代席」を有するものは養子相続に金銭授受が伴う契約は禁ずる。

幕府法令において、相続が認められている「御譜代准席」、「御譜代席」の御家人と旗本について、金銭による身分の売買が基本的には認められていなかった。「御抱席」(二代抱)の御

家人については黙認した節があるが、それについて、別稿で詳しく論ずる。特に、御徒株の売買について、幕府による相続の規定と実際の相続慣行との乖離をさらに詳細に検討する必要がある。御徒は一代抱の御家人で、実子がいる場合には実子が召抱えられるが、実子がいない場合にはその親類が召抱えられる。厳密に言えば、相続の形態ではないため、養子を取って家の相続をさせることは原則上認められていなかった。しかし、事例①、⑨のように庶民が御徒の養子となり、養家の姓を継いで御徒の身分を手に入れるという事例が見られた。また、事例⑫のように、「御徒之明株」といって、御徒の榮転によって生じた御徒の空席を金銭で買うという事例もあった。この場合の株金は誰に払われたか、買手が町人や百姓の場合にはどういうふうに名乗ったかといった問題について、まだ明らかになっていない。

今後、武士身分の売買について、更なる事例(旗本や足軽を含む)の収集と同時に、以上の問題点について検討を行ないたい。

	売却後	方法	金額	出典	記事年代
	—	持参金養子	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一卷、 1987年。	文化十二年八月 (1815)
	—	主人世話	三十八両	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一卷、 1987年。	文化十三年三月 (1816)
	鳶の者に成り、平右衛門 と改めた。	—	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一卷、 1987年。	文政三年三月十九日 (1820)
	—	—	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一卷、 1987年。	文政九年九月廿七日 (1826)
	—	持参金養子 (主人世話)	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第二卷、 1988年。	天保十四年二月十九 日 (1843)
	—	—	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第二卷、 1988年。	天保十五年四月 (1844)
かること親しく 夫婦になるため。	町人となり、湯嶋切通し の裏店に住み、すいのう の網を拵て渡世した。	—	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第三卷、 1988年。	弘化三年七月十二日 (1846)
—	—	持参金養子 (家老世話)	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第四卷、 1988年。	嘉永三年十一月 (1850)
—	—	持参金養子 (主人世話)	三十両に 小袖等	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第四卷、 1988年。	嘉永四年十一月五日 (1851)
ので、火消同心 られ、その後 切手へ帰った。	田舎者を養子にし、自分 は隠居と称し、ごろごろ した。	持参金養子	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第四卷、 1988年。	嘉永四年十月廿三日 (1851)
—	—	持参金養子	四十両	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第五卷、 1989年。	嘉永五年十二月十三 日 (1852)
—	—	明株	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第五卷、 1989年。	嘉永六年二月廿二日 (1853)
—	—	—	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第六卷、 1989年。	安政元年九月四日 (1854)
—	株を売って麦めしの店を 営む。	—	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第八卷、 1990年。	安政四年九月十四日 (1857)
—	—	持参金養子	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第八卷、 1990年。	安政六年五月四日 (1859)
—	—	持参金養子	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第八卷、 1990年。	安政六年九月廿三日 (1859)
—	—	—	—	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第九卷、 1991年。	万延元年九月 (1860)

表：『藤岡屋日記』にみられる武士株売買の事例

番号	株名	購入時期	買主	理由	購入後	売主	理由
①	御徒	文化の初	生国上州 (?~文化七年)	出世 (旗本になる)	御徒→御勘定方→御勘定 文化六年：元方御金奉行	富安九八郎	—
②	同心	—	川奈助左衛門の 家来	—	文化十三年まで三代相続	—	—
③	御坊主	—	—	—	—	良世	放蕩
④	黒鞆者	—	下谷御切手町 の煮売酒屋(町人)	—	馬の沓(別名)	—	—
⑤	御家人	—	御勘定組頭村井栄之 進の家来	—	—	—	—
⑥	与力	—	豊田屋半七(町人) 鋸屋商売 麴町八丁目ニ住居	—	火消役、牧野兵庫組与力になり、黒川金次郎と名乗る。	—	—
⑦	御家人	—	—	—	—	新宿近辺の御家人	新宿の なり、
⑧	町与力	—	時次郎(津輕越中守 順承の落種)	—	—	—	—
⑨	御徒	—	奥御右筆田中唯一の 家で侍奉公した者	出世	佐々木信濃守脩輔 御徒→御勘定へ出役・・・ 嘉永四年に、奈良奉行	—	—
⑩	同心	—	田舎者	—	西丸御切手同心磯雄右衛門の 養子になり、名を磯卯之助と 改めた。	磯雄右衛門	放蕩な に入れ 又々御
⑪	同心	—	下総国葛飾郡上市川 村百姓甚右衛門、子 の市十郎	—	養子縁組が成立する前に、市 十郎は殺された。	小田切庄次郎 (御先手御鉄 砲組同心)	—
⑫	御徒	—	香取検校、子の源四 郎	—	香取源四郎が千葉左衛門組御 徒になった。	—	—
⑬	御家人	—	下総国野田の百姓	—	—	—	—
⑭	御家人	—	—	—	—	—	—
⑮	御普請役	—	御台処人大谷氏の厄 介	—	高橋平作と名乗る。 御普請役高橋氏へ養子→支配 勘定→勘定→勘定組頭→御勘 定吟味役	高橋氏(御普 請役)	—
⑯	与力	—	下谷車坂下与力町、 与力岡部藤右衛門の 二男	—	与力→御徒目付→御勘定→ 評定処留役格→評定処留役	手嶋氏(御先 手小出丹宮組 与力)	—
⑰	御徒	—	武州忍領荒木の百姓	—	都築金三郎と名乗る。 御徒→支配勘定へ出役→御勘 定→評定所留役→御勘定吟味 →下田奉行→禁裏附	—	—

注

- (1) 「九桂草堂隨筆」卷之八、国書刊行会(編)『百家隨筆』第一卷、国書刊行会、一九一七年、一五七—一五八頁。
- (2) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部(編)『日本国語大辞典』第二版第五卷、小学館、二〇〇一年、六三二頁。
- (3) 国史大辞典編集委員会(編)『国史大辞典』第五卷、吉川弘文館、一九八五年、七二二頁。「御家人株」の項。
- (4) 渡邊幾治郎『皇国大日本史』、朝日新聞社、一九四〇年、二五三頁。
- (5) 竹越与三郎『日本經濟史』第五卷、日本經濟史編纂会、一九二〇年、四〇四頁。
- (6) 「御当家令条」卷一、石井良助(編)『近世法制史料叢書』第二卷、創文社、一九五九年、九頁。
- (7) 鎌田浩「武士社会の養子——幕藩比較養子法——」、大竹秀男・竹田且・長谷川善計(編)『擬制された親子——養子——』、三省堂、一九八八年、八一—八二頁。
- (8) 財政經濟史料研究会『日本財政經濟史料』第九卷(下)、小宮山書店、一九七二年、一一〇八頁。
- (9) 高柳真三・石井良助(編)『御触書天保集成』(下)、岩波書店、一九七七年第三刷、五四六二号、四一三頁。
- (10) 法制史学会(編)石井良助(校訂)『徳川禁令考』前集第四卷、創文社、一九八一年第四刷、二三一六号、二六七頁。
- (11) 高柳金芳『江戸時代御家人の生活』、雄山閣出版、一九六六年、三一—三三頁。
- (12) 荻生徂徠「政談」卷三、滝本誠一(編)『日本經濟叢書』第三卷、日本經濟叢書刊行会、一九一四年、四四七頁。
- (13) 荻生徂徠「政談」卷四、滝本誠一(編)『日本經濟叢書』第三卷、日本經濟叢書刊行会、一九一四年、四九三頁。
- (14) 武陽隱士「世事見聞録」、本庄栄治郎(校訂)、瀧川政次郎(解説)『世事見聞録』、青蛙房、二〇〇一年、七六—七七頁。
- (15) 武陽隱士「世事見聞録」、本庄栄治郎(校訂)、瀧川政次郎(解説)『世事見聞録』、青蛙房、二〇〇一年、七七頁。
- (16) 高柳金芳『江戸時代御家人の生活』、雄山閣出版、一九六六年、七二頁。
- (17) 稲垣史生『考証「江戸町奉行」の世界』、新人物往来社、一九九七年、二四八頁。
- (18) 笠谷和比古「士(サムライ)の思想」、岩波書店、一九九七年、一六一頁。
- (19) 吉原健一郎『江戸の情報屋』、日本放送出版協会、一九七八年、一一頁。
- (20) 吉原健一郎『江戸の情報屋』、日本放送出版協会、一九七八年、一〇頁。
- (21) 山口孤剣「東都新繁昌記」、龍溪書舎編集部(編)『近代日本地誌叢書』東京篇十四、龍溪書舎、一九九二年、三八頁。
- (22) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第一卷、三一書房、一九八七年、一七一—一七二頁。

- (23) 笹間良彦『江戸幕府役職集成』、雄山閣出版、一九六七年、二二五―二二六頁。
- (24) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第一卷、三一書房、一九八七年、一七二頁。
- (25) 「統徳川実紀」第二篇、黑板勝美・国史大系編修会(編)『国史大系』第四十九卷、吉川弘文館、一九七六年、三六二頁。
- (26) 続群書類従完成会『新訂寛政重修諸家譜』第十九卷、一九八八年、三九四頁。
- (27) 「柳営補任」、東京大学史料編纂所『大日本近世史料』、東京大学出版会、一九六四年、二六二頁。
- (28) 「柳営補任」、東京大学史料編纂所『大日本近世史料』、東京大学出版会、一九六四年、一八四頁。
- (29) 笹間良彦『江戸幕府役職集成』、雄山閣出版、一九六七年、一六一頁。
- (30) 中瀬勝太郎『江戸時代の徳政秘史』、築地書館、一九九一年、八一頁。
- (31) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第一卷、三一書房、一九八七年、一八六―一八七頁。
- (32) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第一卷、三一書房、一九八七年、二四六頁。
- (33) 笹間良彦『江戸幕府役職集成』、雄山閣出版、一九六七年、二九七―二九九頁。
- (34) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第一卷、三一書房、一九八七年、三六〇頁。
- (35) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第一卷、三一書房、一九八七年、三六一頁。
- (36) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第二卷、三一書房、一九八八年、三一五頁。
- (37) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第二卷、三一書房、一九八八年、四一八頁。
- (38) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第三卷、三一書房、一九八八年、六四頁。
- (39) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第四卷、三一書房、一九八八年、二三四頁。
- (40) 熊井保・大賀妙子(編)『江戸幕臣人名事典』第三卷、新人物往来社、一九九〇年、七三頁。
- (41) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第四卷、三一書房、一九八八年、四九四―四九五頁。

- (42) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第四卷、三二書房、一九八八年、四九五頁。
- (43) 熊井保・大賀妙子(編)『江戸幕臣人名事典』第二卷、新人物往来社、一九八九年、一九九頁。
- (44) 小川恭一(編著)『寛政譜以降旗本家百科事典』第三卷、東洋書林、一九九七年、一二六四頁。
- (45) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第四卷、三二書房、一九八八年、四九五頁。
- (46) 小川恭一(編著)『寛政譜以降旗本家百科事典』第三卷、東洋書林、一九九七年、一六八一頁。
- (47) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第四卷、三二書房、一九八八年、四九九頁。
- (48) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第五卷、三二書房、一九八九年、一九〇—一九一頁。
- (49) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第五卷、三二書房、一九八九年、二三五—二三六頁。
- (50) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第六卷、三二書房、一九八九年、二九八頁。
- (51) 小川恭一(編著)『寛政譜以降旗本家百科事典』第四卷、東洋書林、一九九八年、二二一—二八頁。
- (52) 統群書類従完成会『新訂寛政重修諸家譜』第十六卷、一九八五年、二四八頁。
- (53) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第八卷、三二書房、一九九〇年、一五一—一六頁。
- (54) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第八卷、三二書房、一九九〇年、五一—九頁。
- (55) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第八卷、三二書房、一九九〇年、六三七頁。
- (56) 藤岡屋由蔵(著)「藤岡屋日記」、鈴木棠三・小池章太郎(編)『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第九卷、三二書房、一九九一年、三八六頁。
- (57) 小川恭一(編著)『寛政譜以降旗本家百科事典』第三卷、東洋書林、一九九七年、一四八〇頁。
- (58) 小川恭一(編著)『寛政譜以降旗本家百科事典』第五卷、東洋書林、一九九八年、二九九—九頁。
- (59) 小川恭一(編著)『寛政譜以降旗本家百科事典』第一卷、東洋書林、一九九七年、二〇五頁。
- (60) 馬場憲一「江戸幕府御家人株売買の実態について」、日本古文書学会(編)『古文書研究』第三十六号、一九九二年十月、三五頁。